

近代日本の教育の変遷(1868-1945)～教育制度と学校教育を中心に～

A Study on the History of Modern Japanese Education (1868-1945) -Focus on the Educational System and School Education-

青山 和弘*

Kazuhiro Aoyama

概要

我が国の国民教育の基盤がつくられたのが明治時代であるという点に着目して、近代的な教育制度の形成過程や、大正時代から昭和時代戦前期における新教育の展開や高等教育機関の拡充、国家主義的教育の強化、戦時体制下での教育の機能停止までの過程を社会の変化と関連付けながら考察することを通して、明治時代からアジア・太平洋戦争終戦時に至るまでの教育制度と学校教育を中心に据えて我が国の教育の変遷を概観する。

1. はじめに

明治時代に入って飛躍的に展開、かつ急速に推進され、普及していく教育の近代化は、明治新政府が採用した富国強兵と殖産興業及び文明開化政策に連動して進められていった。そして、その近代化の実現は江戸時代後半から幕末期にかけて形成されてきた学校の近代化動向を基盤とすることにより、初めて可能となったと言われている⁽¹⁾。

江戸時代以前と昭和時代戦後期以後の日本の教育の展開については別の機会に譲ることとし、本稿では、我が国の今日の教育の基盤を作り上げた明治時代から昭和時代戦前期(終戦)までの我が国の教育の移り変わりを教育制度等の整備と学校教育の拡充に着目しつつ、国(文部省)の教育に関する動向を基にして公教育のみならず私立学校の教育等にも適宜注目しながら概観する。

2. 近代教育制度の成立

1867(慶応3)年12月、倒幕派は薩摩藩などの武力を背景にして御所を制圧し、王政復古の大号令を発して天皇を中心とする新政府を樹立した。これにより1603(慶長8)年から始まった江戸幕府の歴史に終止符が打たれた。

新政府は戊辰戦争が進む中で政治の刷新に取り組み、近代国家の建設を目指した。「富国強兵」を目指す新政府は西洋文明を積極的に摂取して近代化を図るため、西洋の政治・社会制度、先進技術、学問、思想などを取り入れようとした。こうした中、国民皆学を理念とした近代的な教育制度の創設が

始まった。

2.1 学制

新政府は教育制度の整備に着手するため、1871(明治4)年に文部省を設置し、続いて翌72(明治5)年にフランスの学校制度に倣った統一的な「学制」を公布した。学制は1873(明治6)年から全国的に施行され、我が国の近代教育が始まった。

学制の教育理念は公布の前日に発せられ、当時「学制序文」(「被仰出書」と称された太政官布告第214号にわかりやすく示されており、この布告では従来の封建制下の教育と決別し、個人主義や実学主義等を標榜するとともに、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」⁽²⁾として学校を設けて男女に等しく学ばせる国民皆学教育の確立を目指すことが宣言された。

学制では全国を8大学区に分け、各大学区に大学校1校、1大学区を32中学区に分けて各中学区に中学校1校、さらに1中学区を210小学区に分けて各小学区に小学校1校を設置することとした。なお、学区は学校の設置単位であるとともに地方教育行政組織でもあった。学校制度については学区制に基づき、大学校、中学校、小学校という3校種から構成され、身分や階層にかかわらずすべての国民に開かれた単一の体系をとっていた。

学校の設立に関しては、教員養成が初等教育を充実させるためには極めて重要であるという認識の下、文部省は学制公布前に東京に官立師範学校を、次いで各大学区本部所在の府県にも官立師範学校を設立した。

*北海道科学大学全学共通教育部基盤教育グループ

専門教育については、学制の公布・施行の下で政府は欧米の技術的・文化的水準に追いつくためにその充実を目指し、旧幕府の開成所、医学所を起源とする東京開成学校と東京医学校を統合して1877(明治10)年に東京大学を設立した。また、官庁の業務の専門家を養成するとともに新しい技術や制度を導入するため、内務省の駒場農学校や開拓使の札幌農学校、工部省の工部大学校、司法省の法学校などといった官立学校が設立された。

女子教育に関しては1872(明治5)年、東京神田に女子中等教育の模範とすること意図した東京官立女学校が、1874(明治7)年には東京女子師範学校が設立された。

このように、教育制度の整備等は主として政府主導で推進される一方で、1868(明治元)年には福沢諭吉の慶應義塾、1875(明治8)年には新島襄の同志社英学校などの私学が設立され、それぞれの建学方針の下で特色ある学風を發揮した。

新島が同志社英学校を設立した背景には、近代国家建設のための、西洋文明の性急な導入への批判と危惧があった。新島は明治維新以来の学問や教育の動向を「維新以来時勢之変遷ヲ説出シ来リ、従来ノ漢学風ヲ一変シ洋学ヲ採用シテヨリ、往々便宜ト智術ノミヲ主張シ、遂ニ只利ヲ是レ求ムルノ弊風ヲ惹起シ、学者輩中多クハ其ノ本ヲ探ラス其ノ末ニ趨リ、其ノ基ヲ固セス徒ニ速成ヲ期シ、甚シキニ至リテハ糊口ヲ以〔テ〕人間第一ノ急務トナシ、世ノ先導者ヲ以テ自任スル身分ナカラム射利求名ヲ以テ学問ノ大目的トシ、安逸ヲ得ルコソ人間最大ノ幸福ナリト誤認シ」⁽³⁾と批判し、知識や技術偏重と立身出世のみを目指すような人間ではなく、社会や国家のために学問や知識等を正しく用いることができる人間の育成を目指そうとしたのである。その後、新島はキリスト教の福音に根ざした人間教育と専門教育が調和して行われる大学の設立を構想し、その実現に尽力した⁽⁴⁾。

2.2 教育令

学制のもとで小学校教育の普及に努力が払われた結果、義務教育の就学率は次第に高まりはしたが、小学校数では学制の規定には遠く及ばないという状況であった。

こうした中で地方の実情を無視した画一的な教育制度に対する政府内外からの批判が起こり、文部省において1877(明治10)年ころから改正作業が始まり、1879(明治12)年に学制が廃止されてアメ

リカの制度を参考に自由と自主性を重んじる教育を目指すとともに、地域の実情に合った運営を認める教育令(いわゆる自由教育令)が太政官布告として公布された。この教育令では全国画一の学区制を廃して一般行政単位に即して教育行政を行うこととするとともに、町村を小学校の設置単位とした。また、小学校への就学期間等が緩和されたり、教育課程の編成権が住民の公選により任命される学務委員に委ねられたりした。さらには女子の就学を促すために男女別学や裁縫科の設置、私立学校の設置が奨励されるなど、従来の政策から大きく転換されるものであった。

しかし、こうした教育令が施行されると各地で教育費を削減したり学校を縮小したりする町村が出てきたり、就学率が低下したりといった状況が見られるようになった。県令からは住民の「自由」を認めたから就学率が低下したのだという非難、さらには「西洋風」を嫌う天皇や元田永孚らの批判を受けて、教育令は翌80(明治13)年には早くも改正された⁽⁵⁾。改正された教育令(いわゆる第二次教育令)では、学務委員は府県官による任命制に改められた。また、「修身」が筆頭科目に位置付けられた。加えて、小学校教育課程や学校の設置と廃止等については文部省と府県当局の権限が強められるなど政府による統制が強化されるようになった。

その後、1885(明治18)年には再改正が行われ(第三次教育令)、簡易な初等教育機関として小学教場の設置や学務委員制度の廃止等が示された。

3. 近代教育制度の確立

1874(明治7)年に始まった自由民権運動の高まりの中、政府内でイギリス流の議院内閣制の導入を主張して岩倉具視や伊藤博文と対立していた大隈重信が1881(明治14)年10月に政府から追放されたが、同時に政府は欽定憲法制定の方針を決定するとともに、10年後の1890年に国会を開設することを約した国会開設の勅諭を出した。その後、政府は国会開設に備えて上院(貴族院)の土台となる人材を確保・補強するために1884(明治17)年に華族令を制定するとともに、翌85(明治18)年には立憲体制の発足に備えて太政官制を廃止して内閣制度を制定した。

この制度の下で初めて成立したのが伊藤博文内閣であり、森有礼が初代文部大臣に就任して教育制度の整備・充実を推進することとなった。

3.1 学校令

学制に始まり教育令での試行錯誤を経て、森有礼文部大臣のもとで1886（明治19）年に、再改正されたばかりの教育令（第三次教育令）が廃止され、いわゆる「学校令」（帝国大学令、師範学校令、中学校令、小学校令などの総称）が公布された。それまでの学制や教育令は学校制度一般を規定していたが、学校令は学校種別の制度で、帝国大学令が1886（明治19）年3月に、師範学校令と中学校令、小学校令は同年4月にそれぞれ公布された。

小学校令では小学校を尋常科・高等科各4年の小学校とし、尋常小学校4年を「父母後見人等ハ其学齡児童ノ尋常小学科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムヘシ」⁽⁶⁾と規定して義務制としたが、地域の実情に応じて尋常小学校の代わりに小学簡易科（3年以内）の設置も認めた。なお、小学校では体操に隊列運動が採用されて遠足や修学旅行も体操の一環として奨励されたが、その背景には隊列運動を通して人々に「集団の一員」⁽⁷⁾という意識をもたせるようにするというねらいがあった。

中学校令では中学校は「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所」⁽⁸⁾とされ、尋常中学校（各府県1校、修業年限5年）と高等中学校（全国に7校、修業年限2年）が設置されることとなった。

教員養成制度の一環として位置付けられる師範学校は、師範学校令では「教員トナルヘキモノヲ養成スル所」⁽⁹⁾とされ、高等師範学校（全国に1校、東京、官立）、尋常師範学校（府県に各1校、府県立）が設置されることとなった。原則として高等師範学校では尋常師範学校の教員を、尋常師範学校では公立小学校の教員を養成することとされ、そこでは「順良信愛威重」という三気質育成のために全員寄宿舎制の下で軍隊式教育や訓練が導入された。こうして我が国の師範教育制度の整備の第一歩がはじまった⁽¹⁰⁾。

大学は帝国大学令により「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的」⁽¹¹⁾とされ、官立大学であった東京大学は帝国大学に改組された。

以後も小学校令や中学校令などの改正、高等学校令や専門学校令、高等女学校令などが公布されるなどして近代教育制度の整備が進められたが、戦前の我が国の学校体系の骨格はこの学校令によってまずは確立されたといえる。

3.2 教育勅語

国会開設の前年である1889（明治22）年2月11日、大日本帝国憲法が公布された。政府は立憲制の成立に対応して徳育方針の確定化を基軸として学制以来の公教育理念を一定化し、国家体制の安定的な発展を期すこととし⁽¹²⁾、教育の根本を勅諭で定めた。これが1890（明治23）年に公布された「教育ニ関スル勅語」（以下「教育勅語」という。）である。

教育勅語では忠君愛国が学校教育の基本であることが強調され、国民道徳と国民教育の大原則になるとともに、思想や宗教の自由に制約を与えることとなった。教育勅語の発布後、政府はその謄本を全国の学校に交付し、1891（明治24）年になると、国家の祝祭日などに学校は「御真影」（天皇・皇后の肖像写真）への拝礼と校長による教育勅語の奉読などからなる儀式を行うようになった。

初めて行われた教育勅語の奉読に関する儀式について、1890（明治23）年9月に松江尋常中学校に着任していた小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）は「英語教師の日記から」の中でその様子を次のように記している⁽¹³⁾。

文部大臣を通して天皇陛下は帝国の大きな公立諸学校すべてに明治二十三年十月三十日付でお言葉を賜った。そこで各学校の教師生徒は集まって『教育ニ関スル勅語』の朗読を聴くことになったのである。

午前八時、我々中学校の関係者は全員講堂に集まって知事の来校を待った。知事は天皇のお言葉を各校で読むのである。

すぐに知事が県庁の役人みなと市の主だった人を連れて現れた。我々は起立して知事に一礼する。ついで国歌が歌われた。

それから知事が壇にのぼると勅語を取り出す。漢語片仮名まじりの巻物で、絹の袋に納めてある。ゆっくりと絹織の袋から引き出すと、恭しく額のところまで持ちあげ、巻物をひろげ、ふたたび額のところまで捧げると、一瞬厳かに間を置いてから例のよく通る朗らかな深い声で、まるで朗詠のような古式の読み方で一音一音に節をつけるがごとく読み出した。

（中略）

それから知事と校長が簡潔に陛下のお言葉の意味について説明し、これをよく覚えて従うよ

うにと全員に訓示した。

教育勅語は「朕惟フニ我力皇祖皇宗」に始まり、御名御璽で終わる文章で明治天皇のお言葉として神聖なものとしての性格をもち、国家の精神的な支柱としてアジア・太平洋戦争終結まで重要な役割を果たすとともに、大きな影響を与えた。

3.3 学校制度の再編成

1880年代から日清戦争（1894-95）を経て産業革命が進展する中で社会や産業に大きな変化が生じるとともに、教育勅語発布にみられるような新たな教育政策の動向の下で、学校制度の再編成が進められた。

1890（明治23）年に公布された小学校令では小学校制度全般の整備が図られ、尋常小学校は3あるいは4年間の義務教育が明確化され、高等小学校の修業年限は2~4年とされた。また、尋常科と高等科を併置した尋常高等小学校が設置された。

1900（明治33）年の小学校令の全面改正では尋常小学校4年、無償制を原則とする義務教育制が確立した。この小学校令は法制として1941（昭和16）年まで存続したことから、戦前の初等教育制度の基本がこの時に確立したことを意味しているといえる⁽¹⁴⁾。ちなみに、学齢児童の就学率は1902（明治35）年には男女平均で初めて90%を上回るようになった。その後、近代化の進展に対応して1907（明治40）年の小学校令一部改正で義務教育は6年に延長された。

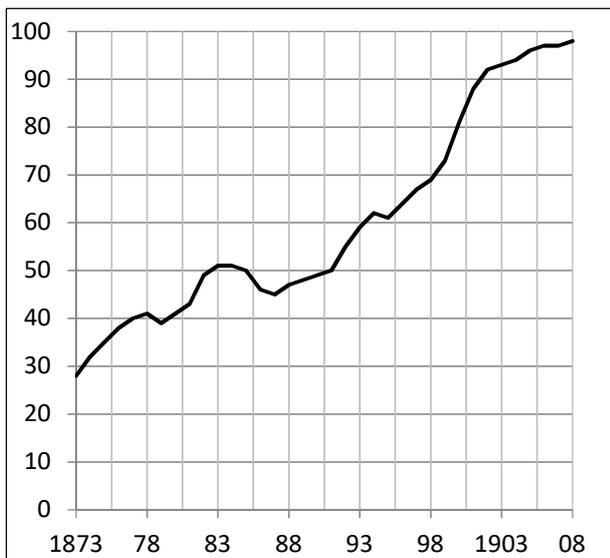


図1 学齢児童の就学率の推移

（縦軸の単位は％，横軸の単位は年。文部省『学制百年史』をもとに筆者作成。）

この間には1903（明治36）年に小学校令が一部改正され、小学校教科書の文部省の著作に限る、いわゆる国定教科書制度が導入された。なお、学級制が1891（明治24）年に導入（「学級編制等二関スル規則」明治24年11月17日文部省令第12号）され、今日においても高等学校までの学校での学習や生活の基本単位となっている。

中等教育制度に関しては、1891（明治24）年に中学校令の一部改正で高等女学校が制度的に尋常中学校の一種として位置付けられ、1895（明治28）年には高等女学校について初の独立法規である「高等女学校規程」（明治28年1月29日文部省令第1号）が公布された。

続いて1899（明治32）年には中学校令が改正され尋常中学校が中学校となり、男子を対象に高等普通教育を行うこととした。また同年、女子に高等普通教育を行う高等女学校令が公布された。職業教育は1893（明治26）年に文部大臣に就任した井上毅のもとで、近代産業の発展を背景に実用の即した人材養成を進めるために実業補習学校や徒弟学校などの実業学校が制度化された。そして1899（明治32）年には実業学校令が公布され、実業学校の種類は工業学校、農業学校、商業学校、商船学校、実業補習学校に整理された。こうした制度の整備に伴い、これら三つの勅令の公布により、戦前の中学校制度の基本が整えられたといえる⁽¹⁵⁾。

ところで、高等中学校は「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所」（前出）とする中学校制度の一部であったが、実際のところは帝国大学への進学者の基礎教育機関としての役割を果たすようになり、同じ中学校令によって規定されていた尋常中学校とは性質を著しく異にしていたことから、1894（明治27）年の高等学校令により高等学校となった。高等学校は当初、専門学科の教授を原則とし、帝国大学予科教育、特別学科による教育を担当する学校として設置されたが、専門学科として設置された医学部が官立医学専門学校として独立するなどしたことで、次第に帝国大学予備教育機関としての性格を強めるようになった。

高等教育の拡充では、1897（明治30）年に京都帝国大学、1907（明治40）年に東北帝国大学、1911（明治44）年に九州帝国大学が設立された。

制度の面では、1903（明治36）年に専門学校令が公布され、帝国大学以外に法学や医学、工学などの

専門教育を行っていた官公私立の専門教育機関を大学ほどは高水準ではないが中等教育の後に位置する「高等の學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校」⁽¹⁶⁾と規定した。

教員養成については、1897（明治30）年に公布された師範教育令で尋常師範学校が師範学校となり、正資格の小学校教員を養成した。また、東京に置かれていた高等師範学校、女子高等師範学校のほかに1902（明治35）年に広島高等師範学校、1908（明治41）年には奈良女子高等師範学校が設置された。このほか、1902（明治35）年に臨時教員養成所官制（明治三十五年三月二十八日勅令第百号）が公布され、師範学校や中学校、高等女学校の教員を養成するために文部大臣が指定する帝国大学内などに臨時教員養成所が設置されることになった。

芸術に関する教育機関としては1887（明治20）年に東京音楽学校が設立されて専門的な音楽教育が始まるとともに、工部美術学校の後継として同年、西洋美術を除外した東京美術学校が設立された。西洋画科は遅れて1896（明治29）年に設置された。

民間では大隈重信により1882（明治15）年に東京専門学校、1900（明治33）年に津田梅子によって女子英学塾が設立され、私立学校では官公立学校とは異なった独自の学風のもとで教育が行われた。

明治初期の学制公布からおおよそ40年を経て、初等教育から高等教育に至る学校教育制度と教育の体系がひととおり整備され、国民は小学校義務教育段階の普通教育を受け、さらに希望すれば又は条件が許せば、高等普通教育や職業教育、専門教育、大学教育を受ける機会を得ることができるようになった。

4. 教育の近代化と変容

明治時代の産業革命を経て第一次世界大戦（1914-18）後の工業化と都市化の進展とともに、新聞や雑誌などの活字メディアが普及するなど文化の大衆化がみられたのが大正時代である。その背景には農村等の地方から大量の労働力が流入した都市部を中心に新中間層とよばれる俸給生活者（サラリーマン）が増加するとともに、電話交換手やタイピストなどといった仕事に従事する女性（職業婦人）もみられるようになったことがある。

こうした人々にとって教育や学校は知識や技術を身に付けるため、また、子どもの将来の生活を保

障し、安定させるために必要なものと認識されるようになり、それまで以上に学校教育への関心や期待、要求が高まるようになった⁽¹⁷⁾。

4.1 学校教育の拡充

新中間層を中心とした国民の教育機会拡大への要求と進学意欲の高まりの下、1917（大正6）年に内閣直属の諮問機関である臨時教育会議が設置され、改善方策についての審議が行われていた中で1918（大正7）年に成立した原敬内閣は大戦と戦後を見据えて産業基盤を整えるとともに、国力充実を図ることを目指して「四大政綱」を示したが、その一つとして「教育施設の改善充実」を掲げた⁽¹⁸⁾。

こうした社会の動向や政治的な背景の下、臨時教育会議の答申を受けて原内閣のもとで1918（大正8）年に高等学校令が改正され、私立高等学校の設立が認められるようになった。また、同年には大学令が公布されて単科大学や公立・私立大学の設置が認められたことにより、1920（大正10）年には東京高等商業学校が昇格して、初の官立単科大学である東京商科大学になった。公立では1918（大正8）年に設置された大阪府立大阪医科大学が最初の公立大学で、市立大学では大阪市立高等商業学校を改組して1928（昭和3）年に設立された大阪市立大阪商科大学である。また、学部を増設も行われ、東京帝国大学には経済学部が設置された。

私立ではそれまで専門学校とされてきた慶應義塾大学と早稲田大学が1919（大正9）年に設立認可され、続いて日本大学、中央大学、同志社大学なども正式な大学として認可された。



図2 同志社大学（京都市）

さらには、このような高等教育機関の拡充・増設と相まって中等教育の拡張も進み、中学校や高等女学校の増設と生徒数の増加がみられるようになり、国民の教育水準の向上とともに、進学に当たっての

入学試験競争の激しさが増すようにもなった⁽¹⁹⁾。

4.2 大正新教育の広がり

この時期の教育について特筆すべきは「大正新教育（大正自由教育）」（以下「大正新教育」という。）である。1921（大正 10）年に開催された「八大教育主張講演会」は大正新教育を象徴する講演会であるが、この講演会での発表や報告を通して子どもの自発性や創造性を重んじる児童中心主義的な考えや実践が大きな反響をよび、新しい教育方法や指導形態が広く普及する契機となった。

こうした教育が広まった背景のひとつとして考えられることは、新中間層の存在とその増加である。先述したとおり、地縁や血縁を離れて都市に流入したこうした人々は、子どもの将来の生活の保障と安定を教育の力によって実現することに強い関心をもっていた。このような要求を受け止め、それに応えたのが、主として都市部に設立された私立の学校や師範学校の附属小学校などである。前者では、沢柳政太郎が創設した成城小学校（東京）や羽仁もと子・吉一夫妻が創設した自由学園（東京）、後者では木下竹次の奈良女子高等師範学校附属小学校（奈良）や手塚岸衛の千葉師範学校附属小学校などで、これらの学校では教師主導の画一的・受動的な一斉授業方式ではなく、学習者一人一人の能力や個性を尊重するとともに、自主性や活動性を重視した教育実践が展開された。2021（令和 3）年に創立 100 周年を迎えた自由学園はキリスト教を土台として「思想しつつ 生活しつつ 祈りつつ」を理念に、「生活即教育」を掲げて民主的な教育活動とともに、労働や農作業、食など生活すべてを生きた学びとした特色ある教育を今日も実践している⁽²⁰⁾。

ほかにこの時期の教育運動の動向として注目すべきは国語科の綴方（作文）である。子どもが自由に作文の題材を設定して書く作文教育が行われるようになり、昭和期には子どもに現実の生活に対する認識と生活改善への意識を向けさせるような実践である生活綴方が行われるようになった。特に昭和恐慌によって農村を中心として地域社会が疲弊した東北地方では、厳しい社会の現実の中で実生活に向き合い、綴ることで、矛盾する社会生活に対する子どもたちの認識力を育もうとする綴方実践が広まった⁽²¹⁾。

このようにして広まった自由主義的な教育、子どもたちに寄り添った実践は、その後次第に既存の学校教育から逸脱した実践とみなされるようになる

とともに、昭和初期の経済不況下での労働運動と結び付いた教育活動や教師への弾圧・統制の強化とも相まって次第に萎縮・衰退していった。

5. 戦時下の教育の動向

1931（昭和 6）年に起きた柳条湖事件をきっかけとして始まった満州事変以後、教育は戦争の影響を受けはじめ、1933（昭和 8）年の国際連盟脱退通告（1935 年発効）による国際的な孤立化や 1937（昭和 12）年からの、盧溝橋事件に端を発した日中戦争の拡大・長期化を契機に教育全体の戦時体制化が進められ⁽²²⁾、1945（昭和 20）年のアジア・太平洋戦争終結に至るまで著しく強化された。

こうした中で、思想や文化の自由主義的、民主主義的傾向やマルクス主義思想は軍国主義の高まりのもとで排斥・抑圧を受けて衰退する一方で、戦争遂行のための思想統制や勤労動員、軍事要員の養成・動員などが矢継ぎ早に進められた。

5.1 戦時体制の強化と教育

文部省は 1935（昭和 10）年に文部大臣の諮問機関として教学刷新評議会を設置して国体思想の明確化とその教化の方策を検討するとともに、1937（昭和 12）年には戦時下思想錬成に必要な読み物として国体の尊厳を説く『国体の本義』を作成して全国の学校や官庁などに配布した。教育行政機構に関しては思想局を廃止して『国体の本義』に基づいて教学の刷新や振興に関する事務を担当する教学局を設置して思想統制や教員再教育などを強めた。

また、同年 8 月には政府により、挙国一致・尽忠報国・堅忍持久のスローガンの下で国民に対して節約や貯蓄など戦争への協力を促す国民精神総動員運動が決定され、教育のみならず国民全体による総力戦遂行に向けての体制構築が進められていった。

社会教育に関しては、1935（昭和 10）年には青年学校令が公布され、軍事教練を目的とし、現役陸軍将校を配属して青年の教育を行う青年訓練所と、産業教育の一部として位置付けられていた実業補習学校が統合され、主として小学校を卒業した勤労青少年を対象にした青年学校が設置されることとなった。生徒の大部分が働きつつ学ぶ青年学校は「男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケテ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的」⁽²³⁾とした。なお、1939（昭和 14）年には青年学校令が改正（勅令第 254 号）され、この年度から男子青少年に

については学年進行で普通科2年、本科5年、合わせて7年の義務制が実施された。

1937(昭和12)には先に設置されていた臨時教育会議と同様に内閣総理大臣の諮問機関として教育審議会が設置された。この審議会では学校教育はもとより、社会教育、教育行政など広範囲にわたって審議が行われ、答申を提出し、戦時下の教育体制に大きな影響を与えた。教育審議会廃止後は1942(昭和17)年に設置された大東亜建設審議会において教育における戦時体制化が推進された。

教育審議会の答申が具体化されたものの一つとして1941(昭和16)年の国民学校設置がある。この年に公布された国民学校令により小学校は国民学校に改編され、1886(明治19)年の公布以来改正を重ねながら続いてきた「小学校令」体制⁽²⁴⁾は改変されることとなった。国民学校の目的は「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」⁽²⁵⁾と規定され、これにより皇国民の錬成を目指して「忠君愛国」の国家主義的教育が推進された。国民学校の修業年限は原則として初等科6年、高等科2年とされ、教科としては国民科、理科、体錬科、芸能科の4教科、高等科ではほかに実業科が置かれた。これらの教科の中で国民科は国体に対する信念の育成に直接関係する教科で、修身、国語、国史、地理の4科目が配置された⁽²⁶⁾。

このほか1943(昭和18)年には「皇国ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ国民ノ錬成ヲ為ス」⁽²⁷⁾ことを目的に中等学校令が公布され、従来の中学校、高等女学校、実業学校を一つの中学校体系に一元化し、修業年限4年、教科書を国定制に改めた。また同年には師範教育令が改正され、師範学校の目的を「皇国ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキ者ノ錬成ヲ為ス」⁽²⁸⁾とし、県立師範学校をすべて官立に移管するとともに、三年制の専門学校程度の教育機関とした。なお、学科課程は文部大臣が定め、教科書は国定制となった。

5.2 戦局の悪化と教育の崩壊

1941(昭和16)年12月に始まったアジア・太平洋戦争(1941-1945)は、翌42(昭和17)年6月のミッドウェー海戦での日本の敗北を機に戦局は大きく転換し、アメリカの対日反攻作戦が本格化した。

文部省は1938(昭和13)年に集団的勤労作業運動を指示していたが、1943(昭和18)年6月には「学徒戦時動員体制確立要綱」が閣議決定され、その方針は「大東亜戦争ノ現段階ニ対処シ教育錬成内容ノ

一環トシテ学徒ノ戦時動員体制ヲ確立シ学徒ヲシテ有事即応ノ態勢ヲラシムルト共ニ之ガ勤労働員ヲ強化シテ学徒尽忠ノ至誠ヲ傾ケ其ノ総力ヲ戦力増強ニ結集」⁽²⁹⁾することとされた。これにより学徒の勤労働員の強化が図られ、食料の増産や国防施設の建設、緊要物資の生産などに本格的に動員されるようになった。続いて同年10月には「教育ニ関スル戦時非常措置方策」において「教育実践ノ一環トシテ学徒ノ戦時勤労働員ヲ高度ニ強化シ在学期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相当期間ニ於テ之ヲ実施ス」⁽³⁰⁾となり、一層の動員の拡充が図られた。その後、戦局の決定的な悪化に伴い翌44(昭和19)年3月には「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」が閣議決定され、中等学校程度以上のすべての学校で教室での授業が事実上停止されて軍需工場での生産や援農に動員されることになった。加えて同年8月には学徒勤労令と女子挺身隊勤労令が公布された。また、本土空襲が激しくなる中で都市部では建築物の強制的な取り壊しや軍需工場の地方への移転、学童の縁故疎開が推奨され、さらには国民学校初等科3年生以上の集団疎開が行われた。

勤労働員とともに、戦争の本格化と戦局の悪化に伴う兵力不足を補うために、1943(昭和18)年10月「在学徴集延期臨時特例」が公布されて理工医系などを除く高等教育機関の満20歳以上に達した学生・生徒は陸海軍人として徴集されることになり、10月21日には明治神宮外苑競技場で出陣学徒壮行会が行われた。いわゆる「学徒出陣」である。

戦局が一層不利になった1945(昭和20)年3月、政府は「決戦教育措置要綱」を閣議決定し、「国民学校初等科ヲ除キ学校ニ於ケル授業ハ昭和二十年四月一日ヨリ昭和二十一年三月三十一日ニ至ル期間原則トシテ之ヲ停止」⁽³¹⁾することとした。これにより国民学校初等科以外のすべての学校の授業が一年間停止されることになり、学校は本来の機能を失うこととなった⁽³²⁾。同年5月には「決戦教育措置要綱」を実施するために「戦時教育令」が公布された。

6. おわりに

明治時代から始まった国民皆学を理念とした近代的な教育制度の整備と学校教育の拡充は幾多の変遷を経ながら今日に至っている。

令和の現在も「教育改革」が叫ばれ、義務教育はもちろんのこと高等学校や大学の教育内容や指導

の在り方、校種間の接続や連携、学校と社会との関係などについてさまざまな議論が展開されている。

我が国の現在及び今後の教育について考える上で、これからの教育について議論されていることや国の動向・施策等に関心をもつことは極めて重要である。同時に、教育の歴史の観点からこれまで築き上げられてきた教育制度や学校教育等をもとに、教育と社会との関係や学校の立ち位置と役割について振り返ることも必要であると考え。

参考文献

- (1) 文部省：学制百二十年史、ぎょうせい、p. 7, 1992.
- (2) 文部省：前掲書、p. 16.
- (3) 新島襄著/新島襄全集編集委員会編：新島襄全集 1 教育編、同朋舎出版、p. 24, 1983.
- (4) 井上勝也：新島襄 人と思想、晃洋書房、pp. 154-155, 1990.
- (5) 牧野憲夫：日本近現代史②民権と憲法、岩波書店、p. 130, 2006.
- (6) 小学校令（勅令第 14 号）第 4 条、1886、国立公文書館デジタルアーカイブ、<https://www.digital.archives.go.jp/file/153205.html>.
- (7) 牧野憲夫：前掲書、pp. 141-142.
- (8) 中学校令（勅令第 15 号）第 1 条、1886、国立公文書館デジタルアーカイブ、<https://www.digital.archives.go.jp/file/153206.html>.
- (9) 師範学校令（勅令第 13 号）第 1 条、1886、国立公文書館デジタルアーカイブ、https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F000000000000014067.
- (10) 文部省：前掲書、pp. 44-45.
- (11) 帝国大学令（勅令第 3 号）第 1 条、1886、国立公文書館デジタルアーカイブ、https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F000000000000014057.
- (12) 文部省：前掲書、p. 22.
- (13) 小泉八雲著/平川祐弘訳：英語教師の日記から、小泉八雲著/平川祐弘編、明治日本の面影、講談社学術文庫、pp. 24-26, 1990.
- (14) 文部省：前掲書、p. 25.
- (15) 文部省：前掲書、p. 36.
- (16) 専門学校令（勅令第 61 号）第 1 条、1903、国立公文書館デジタルアーカイブ、https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F000000000000019650.
- (17) 貝塚重樹/広岡義之編著：教育の歴史と思想、ミネルヴァ書房、pp. 131-132, 2020.
- (18) 成田龍一：日本近現代史④大正デモクラシー、岩波書店、pp. 90-91, 2007.
- (19) 文部省：前掲書、p. 61.
- (20) 婦人之友社編集部：本物をまなぶ学校 自由学園、婦人之友社、p. 10, 2021.
- (21) 貝塚重樹/広岡義之編著：前掲書、pp. 139-140.
- (22) 文部省：前掲書、p. 62.
- (23) 青年学校令（勅令第 41 号）第 1 条、1935、国立公文書館デジタルアーカイブ、https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F0000000000000033810.
- (24) 貝塚重樹/広岡義之編著：前掲書、p. 143.
- (25) 小学校令改正ノ件（勅令第 148 号）、国民学校令、第 1 条、1941、国立公文書館デジタルアーカイブ、https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F0000000000000038935.
- (26) 文部省：前掲書、p. 67.
- (27) 中等学校令（勅令第 36 号）第 1 条、1943、国立公文書館デジタルアーカイブ、https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F0000000000000041231.
- (28) 師範教育令（勅令第 109 号）、第 1 条、1943、国立国会図書館デジタルコレクション『官報』（第 4843 号）、<https://dl.ndl.go.jp/pid/2961348/1/4>.
- (29) 学徒戦時動員体制確立要綱、1943、リサーチ・ナビ、国立国会図書館、<https://rnavi.ndl.go.jp/cabinet/bib00479.html>.
- (30) 教育ニ関スル戦時非常措置方策、1943、リサーチ・ナビ、国立国会図書館、<https://rnavi.ndl.go.jp/cabinet/bib00512.html>.
- (31) 決戦教育措置要綱、1945、リサーチ・ナビ、国立国会図書館、<https://rnavi.ndl.go.jp/cabinet/bib00613.html>.
- (32) 吉田裕：日本近現代史⑥アジア・太平洋戦争、岩波書店、pp. 168-169, 2007.